

給与支払報告書の作成上の注意点

国税庁 HP「令和5年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参考に正確なご記入にご協力をお願いします。

URL : <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2023/index.htm>

◇記入漏れ、間違いやすい注意点

① 扶養親族の人数	② 生命保険料の控除額
③ 社会保険料等の金額	④ 前職合算の記入
⑤ 住宅借入金等特別控除の額の内訳	⑥ 扶養親族の区分
⑦ 基礎控除の額	⑧ 所得金額調整控除額
⑨ 寡婦・ひとり親控除	⑩ 中途就・退職の書き方

① 扶養親族の人数
分必ず下部に名前
の記入してください。

③ 社会保険料等の
金額に江津市国民
健康保険料が含ま
れている場合は、摘
要欄にその金額を
記入してください。

⑤ 住宅借入金等特
別控除がある場合
は、受給者から提出
のあった住宅借入
金等特別控除証明
書及び年末残高証
明書どおりに転記
をしてください。

⑦ 扶養親族の区分
欄は、外国籍の場合
に○をつけるので
はなく、令和5年1
月1日現在日本に
住んでいない人の
場合に○をつけて
ください。

⑨ ひとり親控除は、
単親世帯で子ども
を扶養に取っている
場合のみ適用可
能です。
寡婦控除は離別で
あれば被扶養者が
いる場合のみ適用
可能です。

② 生命保険料の控
除額がある場合、下
部の「生命保険料の
金額の内訳」も必ず
記入してください。

④ 前職合算分があ
れば、裏面を参考に
摘要欄に必ず記入
してください。

⑥ 基礎控除の額は
所得が 2,400 万円
を超えた場合控除
額が変更となりま
す。所得が 2,400 万
円以下は基礎控除
の額は 48 万円と
固定されるので、
記入する必要はあ
りません。

⑧ 所得金額調整控
除は収入が 850 万
円以上で子どもを
扶養している等の
条件に該当してい
る場合に適用可
能です。
適用している場合
には必ずこの欄に
控除額を記入し
てください。

⑩ 年の途中に就・退
職した場合、裏面を
参考に記入し
てください。

※		※ 種 別		※ 整理番号		※	
※区分		支給を受ける者		受給者番号 123456		個人番号 000000000000000000	
住所		江津市江津町1016番地4		氏名		江津 太郎	
種 別		支給金額		給与所得控除後の金額		源泉徴収税額	
給与・賞与		内 千 円		千 円		千 円	
(源泉控除対象配偶者)		配偶者(特別)		控除対象扶養親族の数		16歳未満扶養親族の数	
の有無等		老人		特定		老人	
有		従有		内 人 従入		内 人 従入	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額	
内 千 円		千 円		千 円		千 円	
(摘要)							
生命保険料の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額	
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除の金額		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等特別控除区分(2回目)	
(フリガナ)		氏名		配偶者の合計所得		国民年金保険料等の金額	
個人番号		区分		基礎控除の額		所得金額調整控除額	
1		氏名		16歳未満の扶養親族		5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	
個人番号		区分		氏名		区分	
2		氏名		氏名		区分	
個人番号		区分		氏名		区分	
3		氏名		氏名		区分	
個人番号		区分		氏名		区分	
4		氏名		氏名		区分	
個人番号		区分		氏名		区分	
未成年者		外 死亡 災害 乙		本人が障害者		寡 ひとり親 勤労学生	
人		職 者 欄		特別		その他	
				中途就・退職		受給者生年月日	
				就職 退職 年 月 日		元号 年 月 日	
				昭和			
個人番号又は法人番号				(右詰で記載してください。)			
住所(居所)又は所在地							
氏名又は名称							
(電話)							

Tel : 0855-52-7931
fax : 0855-52-1557